

# 【電気需給に関する重要事項説明書】

電気事業法等の一部を改正する法律(以下「改正法」)第2条の13に基づき、本書面を交付致します。電力供給サービスの詳細に関しては、「電気需給約款【低圧】<取次用>」をご確認ください。

## 1. 取次事業者(以下「当社」といいます。)の名称

佐藤燃料株式会社

## 2. 小売電気事業者の名称等

須賀川瓦斯株式会社(小売事業者登録番号 A0011)

## 3. 電気の供給主体について

当社は、取次事業者としてお客さまと電気需給契約を締結します(締結後の契約を「本契約」といいます。)が、実際の電気の供給は、小売電気事業者により行われます。

## 4. 需給の申し込み方法

店頭または郵送等により、「電気需給契約申込書」をご提出いただく方法で申し込んでいただきます。

## 5. 需給開始予定日

別途お客さまと当社との間の協議にて合意した日としますが、原則として2016年3月31日までに申し込みの場合は4月または5月、2016年4月1日以降に申込みの場合は翌月検針日となります。

## 6. 需給契約期間および自動更新について

契約期間は本契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までとします。ただし、契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、本契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

## 7. 切替のお手続きおよび計量器工事について

従前の小売電気事業者からの切替の手続きおよび計量器工事は、お客さまの費用負担なしで実施されるものとします。  
※お客様のご希望によってその他の工事等が発生する場合は、お客様にご負担いただきます。

## 8. その他の工事費等の負担について

お客さまは小売電気事業者がお客さまに電気を供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般送配電事業者から求められた場合、または当社もしくは小売電気事業者が施設する場合、その費用について、お客さまに当社の指定する方法により支払っていただきます。詳細は、電気需給約款【低圧】<取次用>第23条1項および附則3をご参照下さい。

## 9. 契約電流および契約容量について

原則として、東北電力株式会社との間で適用されていた契約電流または契約容量と同様のものを適用いたします。ただし、お客さまが別途希望される場合は、電気需給約款【低圧】<取次用>の定めに従い当社とお客さまとの協議によって決定いたします。詳細は、電気需給約款【低圧】<取次用>別紙4をご参照ください。

## 10. 供給電圧および周波数について

供給電圧:100V または 200V

周波数 50Hz(ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市は 60Hz)

## 11. 電気料金について

電気料金は、基本料金(税込)+(電力量料金単価(税込)×ご使用量)土燃料費調整単価(税込)×ご使用量)+(再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量)とします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。基本料金および電力量料金の詳細は、電気需給約款【低圧】<取次用>別紙 4 を、燃料費調整単価については、同約款別紙 2 を、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、同約款別紙 1 をご参照ください。

## 12. 料金の算定期間及び方法

料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間になります。算定方法は、供給地点における 30 分毎に計量される電力量を算定期間において合計した値により算定致します。

## 13. 電力量の計測方法および料金調定の方法

毎月の検針日に、一般送配電事業者が設置する記録型計量器(スマートメーター)により、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間の使用電力量を計測いたします。

①電気の供給を開始した月、②本契約を終了した月、③契約電流等の変更により料金に変更があった場合は、基本料金を日割計算いたします。

## 14. 電気料金のお支払について

口座振替でのお支払いが可能です。

## 15. 電気の供給に関してお客さまにお守りいただく事項等

小売電気事業者からお客さまへ電気を供給するために、電気の供給に伴う設備の施設場所のご提供、電気工作物等に支障がある場合などのご連絡、必要がある場合の立ち入り業務などにご協力いただくことがあります。お客さまにお守りいただく事項の詳細は、電気需給約款【低圧】<取次用>第 5 条、第 6 条第 1 項なお書きおよび第 20 条第 1 項から第 8 項をご参考ください。

## 16. お客さまが行う契約の解除について

引越しの場合は、電気の使用停止日が決まり次第、事前に解約のお申し出をいただくことで、本契約を解除することができます。ただし、お客さまが、契約電流・契約容量を新たに設定し又は増加された日以降 1 年に満たないで、契約を解約し又は契約電流・契約容量を減少しようとされる場合、当社は、一般送配電事業者から託送供給等約款に基づき請求された料金・工事費の精算額をお客さまから申し受ける場合があります。

## 17. 小売電気事業者からの申し出による解除に関する事項について

お客さまが以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は 15 日前までに書面で通知した上で、本契約を解除することができます。不可抗力により当社が本契約の全部又は一部を履行できない場合も同様とします。

- (1) 電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないと  
き
- (2) 電気料金(他の電気需給契約に基づく電気料金も含みます。)を支払期日をさらに 20 日経過して、なお支払われ  
ないとき
- (3) 電気料金以外の債務(延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他本契約から生じる金銭債務)を支払わ

れないとき

(4) 電気需給約款【低圧】<取次用>の規定に違反したとき

(5) 差押、競売、破産、民事再生その他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなしたとき、又は滞納処分を受けたとき

## 18. 契約切り替えの際の注意事項について

当社と新たに契約される場合、お申込み前にご利用されていた小売電気事業者または取次事業者(以下、「旧事業者」といいます。)との間で締結された小売供給契約が解除され、その契約内容に、違約金等の解約に係わる支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社への申し込み手続後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引又はその期間及びその内容等においてご利用されたサービス(特典及びポイントサービス)等について、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更を以て失効又はご利用停止となる場合があります。詳細は、旧事業者との契約内容をご確認ください。

## 19. 本契約成立後の書面交付について

お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、本約款等、当該契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、当該契約に関する供給条件を記載した書面を交付します。

## 20. 変更契約時の説明および書面交付ならびに締結後書面交付

電気需給約款【低圧】<取次用>の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

- (1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法またはインターネットのウェブサイトに掲載する方法その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載をする事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- (2) 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3) 上記にかかわらず、電気需給約款【低圧】<取次用>の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明をする事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。

## 21. 取次委託契約終了後の契約の相手方の変更

当社と小売電気事業者との取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、何らの行為を要することなく、ただちに、供給契約に関するお客さまの契約の相手方が当社から小売電気事業者に変更となります。この場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまに書面により通知するものとし、この変更が生じた後、小売電気事業者は、遅滞なくその旨をお客さまに書面により通知するものとします。なお、変更後の供給条件は、変更前の供給条件と同等といたします。

## 【個人情報の取り扱いについて】

当社および須賀川瓦斯株式会社(以下「当社等」といいます。)は、当社等の電力供給サービスをお客様にご利用いただけにあたり、電気需給契約(以下「需給契約」といいます。)の申込受付等の機会に、直接または業務委託先等を通じて、お客様の個人情報(お客様の氏名・住所・電話番号等)を取得いたします。

### 1. 個人情報の利用目的について

当社等では、お客様の個人情報を以下の目的で利用いたします。

- 電力小売をはじめとする当社等サービス(以下、「当社等サービス」といいます。)の受付及び提供のため
- 当社等サービスの提供を始めるために必要な工事の手配を行うため
- 電力広域的運営推進機関及び一般送配電事業者<sup>(※1)</sup>等に対して、接続供給の切替に関する手続きを行うため
- 当社等サービスの情報提供およびお問い合わせ対応等のサポートならびにサービス向上のため
- 請求業務を行うため
- 当社等サービスの契約の締結を代理している事業者等からの当該事業者の商品、サービス、キャンペーン等のご案内  
および上記事業者に対するお客様の個人情報の提供のため
- お客様に個別にご了解いただいた目的に利用するため
- 他人による成りすまし等の権利侵害からお客様情報を守ることを目的とした本人確認に利用するため
- その他当社等の事業と密接に関連する目的に利用するため

※1 一般送配電事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。なお、平成28年3月31日以前は、「一般送配電事業者」を「一般電気事業者」とし、以下この「個人情報の取り扱いについて」において同様とします。

### 2. 個人情報の外部委託について

当社等では、上記利用目的のために、お客様の個人情報の取り扱いの一部を、個人情報の取扱いに関する契約を締結したうえで、外部業者へ委託することがあります。また、当社等が保有する個人情報の取扱いを外部委託するときは、個人情報保護に関する当社等の選定基準に基づき委託業者を選定し、契約により個人情報保護を徹底するとともに、当社等の責任において、委託業者に対して必要かつ適切な管理、監督を行います。

### 3. 個人情報の共同利用について

①当社等は、以下の者との間で、お客様の個人情報を共同で利用することができます<sup>(※2)</sup>。

- 小売電気事業者<sup>(※3)</sup> ○一般送配電事業者 ○電力広域的運営推進機関 ○需要抑制契約者<sup>(※4)</sup>

②当社等は、上記①で定める者との間で、以下の目的でお客様の個人情報を共同利用することができます。

- 託送供給契約又は発電量調整供給契約(以下「託送供給等契約」といいます)の締結、変更または解約のため
- 小売供給契約または電気受給契約(以下「小売供給等契約」といいます)の廃止取次<sup>(※5)</sup>のため
- 供給(受電)地点に関する情報の確認のため
- 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため
- ネガワット取引に関する業務遂行のため

③当社等は、上記①で定める者との間で以下の情報を共同利用します。

- 基本情報:氏名、住所、電話番号および小売供給等契約の契約番号
- 供給(受電)地点に関する情報:託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契

約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法

○ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン

④上記③で定める情報の管理責任者は以下のとおりです。

○基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者または一般送配電事業者

○供給(受電)地点に関する情報：供給(受電)地点を供給区域とする一般送配電事業者

○ネガワット取引に関する情報：需要抑制契約者

※2 当社等は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※3 小売電気事業者とは、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページ([http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/summary/retailers\\_list/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/))に掲載されている登録小売電気事業者一覧記載の事業者をいいます。

※4 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者(契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます)をいいます(事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページ

(<https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigousya.html>)をご参照ください)。

※5 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じて、お客さまを代行して、既存の小売電気事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

#### 4. 個人情報の第三者への提供について

当社等は、当社等サービスへお客さまから申込み等をいただいたことをもって、関連会社及び当社等サービスの契約の締結を代理している事業者等に対して、当該企業等の商品、サービス、キャンペーン等のご案内のために、お客さまの情報を提供することに、お客さまの同意を得たものとみなします。

### 【反社会的勢力の排除について】

1. お客さまは当社に対し、電気需給契約申込時に将来にわたり、以下の各号の事項に該当しないことを確約するものとします。

- ①暴力団及びその構成員若しくは準構成員
- ②暴力団関係企業及びその役員若しくは従業員
- ③社会運動を標榜して不当な利益・行為を要求する団体及びその構成員
- ④その他前各号に準ずる者、反社会的勢力の構成員若しくはこれらの関係者等

2. 当社は、お客様が前項に定める事項のいずれかに該当することが判明した場合、電気需給契約を解除することができるものとし、お客さまに本契約に基づく当社に対する未払いの債務がある場合、直ちにお支払いただきます。なお、電気需給契約の解除によりお客さまに損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

### 【お問い合わせ先】

申込状況の確認・解約・各種サービスの変更手続き・追加情報提供受付・個人情報の取扱い等に関する

◎小売電気事業者：須賀川瓦斯株式会社

福島県須賀川市卸町 44 番地 0248-75-2188(受付時間:8:30~17:30)

◎取次店

佐藤燃料株式会社

福島県郡山市中町 2 番 7 号

TEL : 024-922-7460

(受付時間 8:30~17:30)